

## 電子入札に関する注意事項及び契約特定条件

委託名 砂防維持修繕工事(砂防施設定期点検業務委託その3)

委託場所 長久保川外／秩父郡小鹿野町日尾地内外

### 1 入札手続き等の方法

この業務は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象業務です。

その他、電子入札に係る運用については、この公告に定める以外は「埼玉県公共工事等電子入札運用基準」によります。

入札希望者は、埼玉県財務規則及び建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、埼玉県標準委託契約約款、仕様書、場所等を熟知の上、入札して下さい。

### 2 入札執行に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 最低制限価格の設定 有り（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札には参加できない。）
- (3) 仕様書を示す方法等 入札情報公開システムへ添付する。
- (4) 現場説明の日時及び場所 無し
- (5) 質問受付及び回答

質問がある場合は、令和8年8月31日16時までに、質問を電子入札システムにより提出すること。質問に対する回答は、原則、入札書受付開始日の前日までに電子入札システム上に掲示する。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲示する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

#### (6) 注意事項

落札決定に当たっては、システムに入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額をシステムに入力すること。

### 3 契約の特定条件

- (1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上。ただし、財務規則第81条第2項各号の規定により免除できる場合は、免除する。
- (2) 前金払をする。  
（その額は、契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）
- (3) 部分払をしない。
- (4) 現場責任者

本件は、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。

#### 4 その他

- (1) 入札を希望しない場合は、参加しないことができます。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者は入札参加できません。
- (3) 過去1年間に贈賄などの不正行為により、逮捕等され又は本県内で工事事故等を起こし、かつ県に通報していない場合は、開札日の2日前までに申し出て下さい。
- (4) 民事再生法及び会社更生法の規定に基づく手続き開始の申立てを行っている者はその旨を発注課所に届け出て下さい。
- (5) 入札参加者は、発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を、電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付してください。
- (6) 一抜け方式入札です。本指名は、分割発注に係る指名であり、落札者は、その後の分割した業務については、指名がなかったものとします。

なお、不調不落等により落札者が決定しない入札対象業務があった場合においても、以降の入札対象業務の入札を執行する場合があります。

一抜けの順は、

**砂防維持修繕工事（砂防施設定期点検業務委託その3）**

**砂防維持修繕工事（砂防施設定期点検業務委託その4）**

**河川管理工事（河川境界整備業務委託）**

**砂防維持修繕工事（砂防施設定期点検業務委託その1）**

**砂防維持修繕工事（砂防施設定期点検業務委託その2）**

とします。

- (7) 一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札をこの指名通知と別の公告又は指名通知によって後日行うことがあります。この場合、この指名通知の入札に係る契約者は後日行う入札（この指名通知において落札者が決定しない入札）の落札者になることができない旨の条件を付すことがあります。
- (8) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。